

### 第3回燕市水道料金の在り方検討委員会 概要

日 時	平成27年10月29日（木） 午前9時30分～11時30分
場 所	燕市役所 燕庁舎 4階 第2会議室
検討した事項	<p><b>水道料金表（案）によるシミュレーション結果について</b></p> <p><b>1 水道料金表を作成するにあたって決定すべき事項の検討</b></p> <p><b>(1) 資産維持率3%で資産維持費を算定</b></p> <p>現時点での浄水場再構築事業費を見込み、企業債の償還期限となる平成77年度までの財政状況をシミュレーションした結果、資産維持率3%を採用した際に、収益的収支では概ね利益を確保できるとともに、資本的収支では不足額を内部留保資金などで補てんしながら、浄水場再構築後の更新費用などをある程度賄える資金残額を確保できることを確認しました。このことから、このたびの料金の見直しにおいては、資産維持率3%で資産維持費を算定することで意見集約されました。</p> <p><b>(2) 負荷率(※)を用いた固定費を配分</b></p> <p>負荷率は、新浄水場の供用開始前後で大きく変化しない率であるため、供用開始前後の料金見直しの際に、基本料金と従量料金が激変することがない率となるとともに、負荷率を用いた場合、現行燕地区の料金体系と近い料金単価となることを確認しました。以上のことから、このたびの料金の見直しにおいては、負荷率を用いて固定費を配分する方法を採用することで意見集約されました。</p> <p>※負荷率:最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の比率</p> <p><b>2 水道料金算定シミュレーションの結果</b></p> <p>1に基づいた水道料金表（案）を3地区に適用すると、現行料金体系の違いから、同じ口径、同じ水量でも、地区によって大幅な増額となるケースがでてくることを確認しました。</p> <p>大幅な増額となる水道利用者の負担の軽減を考慮し、段階的に現行料金表から新料金表へと近づけていく激変緩和措置を採用することで意見集約されましたが、激変緩和措置の方法及び対象利用者区分の設定などは、財政収支への影響も考慮する必要があるとし、次回の検討委員会での検討事項となりました。</p>
次回検討事項	<p>激変緩和措置の方法及び対象利用者区分によって、財政収支にどのような影響がでるか確認するとともに、水道事業管理者である市長へ提出する意見書（案）について検討する予定です。</p>